

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 6 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和 25 年川崎市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 12 号様式中「印」を削り、「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。